

いじめ防止基本方針

長浜市立七尾小学校

いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条）

1 いじめ防止等について基本的な考え

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童をいじめに向かわせることなく、いじめを許さない、見過ごさない、生まない土壌づくりに取り組む。

このため、学校教育全体を通じ、全ての子ども達に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、児童一人ひとりが認められ、互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。また、わかる授業や規律ある授業により、達成感や成就感を味わわせるとともに、子ども一人ひとりが、自己肯定感や自己有用感を感じることができるよう魅力ある教育活動を推進する。

2 いじめを未然に防止するための取組

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。

①ハートフルチーム（プロジェクト部会内）の設置

- ・三つ「あ」の取組を推進し、けじめのある生活、豊かな心を育む。

あいさつをする七尾っ子

あたたかな心の七尾っ子

あきらめない七尾っ子

②「七尾っ子のやくそく！」の指導

- ・安全で規律正しい学校生活を送るための約束を守ることの意義を理解させ、してはいけないことへの自制の力を育てる。
- ・学級ごとに確認し全校を統一して指導する。

③あいさつをする七尾っ子

- ・コミュニケーション力を高め、礼儀正しい心温かな児童を育てるために、全校であいさつ運動に取り組む。（あいさつリレー、学級ごとのあいさつ目標）

④あたたかな心の七尾っ子

- ・友だちとのつながりを持ち自己肯定感を持たせるために、友だちのよいところを見つけ紹介しあう「ほんわかの木」の取組（見つけた友だちのよいところをカードに書いて掲示する。）や、みんな遊びを実施する。

⑤ハートフル週間の設定

- ・児童と担任の心のふれあいの場として信頼関係を築くとともに、児童一人ひとりが日頃感じていることや、悩んでいることを知り、その後の指導に生かす。
- ・事前に生活アンケートを実施する。

- ・各学期1回、1週間程度の期間を設ける。
- ⑥校報「ななお」の発行（開かれた学校）
 - ・月1回発行し、地域の方々にも学校での子どもたちの様子を知ってもらおう。
- (2) 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動や友だちを思いやる仲間づくりを推進する
 - ①一人ひとりが活躍できる学習活動
 - ・わかる授業を日々実践するとともに、「チャレンジタイム」や音読・暗唱の取組などを行うことにより学力向上に努める。
 - ・国語科を中心に、友だちの考えを聞く子、自分の思いや考えを表現できる子をめざして、言語活動の充実を図り学力向上をめざす。
 - ・様々な教科において児童が主体的に取り組める学習活動を工夫する。
 - ・人権についての学級活動、命の大切さを学ぶ教科（国語・理科・体育〔保健〕・家庭等）での実践を重ねる。
 - ・「思いやり」「親切」「正義」等の価値にせまる道徳学習の充実を図る。
 - ・やさしい心、命を大切にすることを心を育むために「一人一鉢栽培活動」等花を育てる活動に取り組む。
 - ②異年齢集団活動を通して好ましい人間関係を築く。
 - ・たてわり班の仲間づくりと6年生のリーダー性を育てるために、学期に2～3回たてわり班遊びを実施する。
 - ・学期に1回児童会活動としてのたてわり活動を実施する。
 - ③人との関わり方を身に付けるためのトレーニング
 - ・携帯電話やインターネットを使うルール（情報モラル）を周知する。
 - ④地域との協働
 - ・地域の方と連携し、学習や体験活動を推進する。
 - ⑤あきらめない七尾っ子
 - ・1年間の自分の成長を振り返り、行事等で自己肯定感を持たせ、自尊感情を育てる指導をする。1年を通して自分ができるようになったことをカードに書いて、「ほんわかの木」に掲示する。

3 早期発見のための取組

全ての教職員が児童の様子を見守り、日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を磨く。ささいな兆候であっても、早期より積極的に働きかけを行い児童に安心感を持たせるとともに、担任、教育相談部、人権・生徒指導部の組織による相談体制を機能させる。また、定期的な生活アンケート・児童アンケートやハートフル週間等での情報収集を行い、集約と共有化によりいじめの早期発見に努める。

(1) 学校での具体策

①児童を個別に観察

- ・いじめSOS早期発見チェックリストを活用し、児童が集団から離れ、いつも一人でいないかなど児童の行動に常に気を配る。
- ・日記やノートなどに書かれた文の内容に、気になる言葉やいつもとは違う表現がないか等、気にかけてながら見る。

- ・児童の服装だけでなく、机やロッカー、持ち物など周辺にも落書きやいたずら、乱れ、紛失がないか普段から点検する。
- ②生活アンケート（毎学期ハートフル週間前）・児童アンケート（年間2回）の実施
 - ・子どもが抱える悩みやいじめの実態の早期発見に努める。
 - ・いつも見てもらっているという安心感を持たせ、信頼関係を築く。
 - ・生活アンケートをもとに教育相談を実施する。
- ③毎月1回の「教育相談の日」の設定（毎月最終金曜日）
 - ・事前に保護者へお知らせ文書を配布し周知する。
- (2) 家庭、地域と連携した具体策
 - ①毎月1回学校便り「ななお」を地域の全家庭に配布し、学校の様子を知らせる。
 - ②あいさつ運動の実施。
 - ③道徳の一斉公開授業とPTA教育講演会の実施
 - ④「いじめ早期発見チェックシート」を保護者に配布し、児童の様子を確認してもらう。

4 早期解決に向けた取組

児童の様子に変化が見られたり、いじめが確認された場合、「いじめ対策委員会」により、情報収集と事実確認を綿密に行い、いじめられている児童の身の安全を最優先に考え、対応を協議し指導に当たる。

- ①いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
 - ②被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。
- (措置)
- ①いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
 - ②いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐに対応する。
 - ③発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ防止対策委員会」に直ちに情報を共有する。
 - ④組織を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
 - ⑤事実確認の結果は、校長が責任を持って市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
 - ⑥犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
 - ⑦いじめを発見した場合は、児童・保護者の不安を除去するとともに、児童の安全を確保する。また、いじめの背景にも目を向けた指導を行い、以後の対応について関係者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
 - ⑧ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

5 校内組織

- (1) いじめ防止対策委員会
 - ・構成者

校長・教頭・教務・生徒指導主任・教育相談担当・該当担任・養護教諭・スクールカウンセラー

(2) 職員研修

- ・校内研修会や職員会議での「子どもを語る会」のみならず、小規模校である点を生かして、日々教職員間で問題傾向を有する児童について情報交換を行い、現状や指導状況について把握し、共通した指導について話し合いを行う。

(3) 関係機関との連携

- ・市教育センター教育相談室や家庭児童相談室との連携
- ・民生委員・児童委員、主任児童員との連携

(4) 家庭・地域との連携

- ・PTA懇談会、家庭訪問、個別懇談会
- ・通学合宿（10月）

6 重大事態への対処

- 1 いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより児童等が相当の期間学校を欠席する（年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合を含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 3 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

- ①重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- ②市教育委員会と協議の上、当該重大事案に係る調査を行うため、速やかに、対処する組織を設置する。
- ③上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。また、教育委員会に指導・支援を要請するとともに、関係機関ともより適切に連携して対応にあたる。
- ④上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

重大事態対応フロー図

いじめの疑いに関する情報

- 第22条「いじめの防止等の対策のための組織」でいじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を長浜市教育委員会へ報告

重大事態の発生

- 長浜市教育委員会に重大事態の発生を報告
- ア)「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」
- イ)「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」(年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手)
- ウ)「児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

＜長浜市教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断＞

◎学校を調査主体とした場合

長浜市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる

● 学校の下に、重大事態の調査組織を設置

- ◇組織の構成については、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努める。
- ◇「いじめ対策委員会」を母体として、当該重大事態の性質に応じて適切な専門家を加えることも考慮する。

● 調査組織で、事実関係を明確にするために調査を実施

- ◇いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査すべき。
- ◇たとえ調査主体に不都合なことがあったとしても、事実にしっかりと向き合おうとする姿勢が重要。
- ◇これまでに学校で先行している場合も、調査資料の再分析や必要に応じた新たな調査を実施。

● いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ◇調査により明らかになった事実関係について、情報を適切に提供(適時・適切な方法で、経過報告があることが望ましい)。
- ◇関係者の個人情報に十分配慮。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に説明を怠るようなことがあってはならない。
- ◇得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

● 調査結果を長浜市教育委員会に報告

- ◇いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

● 調査結果を踏まえた必要な措置

◎長浜市教育委員会が調査主体となる場合

- 教育委員会の指示のもと、資料の提出など、調査に協力

7 いじめ防止年間指導計画

		行事等	教職員の活動	児童の活動・指導の内容	諸機関との連携
一学期	4月	始業式 入学式	いじめ防止対策委員会、職員研修	・あいさつ運動（通年） ・学習参観	学級懇談会 家庭訪問
	5月	修学旅行 フローティング	子どもを語る会	・ハートフル週間 ・生活アンケート	家庭訪問
	6月	プール開き	プロジェクト部会	・ほんわかの木作成 ・学習参観 ・レクリエーション集会	PTA 町別懇談会
	7月	やまのこ 終業式	職員研修	・夏季休業中の生活 ・児童アンケート	個別懇談会
二学期	8月	始業式	いじめ防止対策委員会、職員研修		
	9月	運動会	プロジェクト部会	・運動会でのたてわり活動	運動会
	10月	校外学習 マラソン大会	プロジェクト部会	・ハートフル週間 ・生活アンケート ・学習参観（道徳一斉授業）	PTA 教育講演会
	11月	七尾祭	子どもを語る会 職員研修	・ほんわかの木作成 ・児童アンケート	「いじめ早期発見チェックシート」を保護者へ配布
	12月	人権週間 終業式	プロジェクト部会	・人権集会 ・冬季休業中の生活	学級懇談会
三学期	1月	始業式	プロジェクト部会	・学習参観	
	2月	入学説明会	いじめ防止対策委員会、子どもを語る会	・ハートフル週間 ・なわとび発表会 ・生活アンケート ・ほんわかの木作成	
	3月	卒業式 修了式	プロジェクト部会	・6年生を送る週間 ・学年末、学年始休業中の生活	